平成２５年（フ）第５７８号
堺市堺区向陵西町２丁５番30号、前住所堺市北区金岡町2110番地24
債務者　関岡勝四郎
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤誠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０８９号
愛知県春日井市六軒屋町４丁目122番地、従前の住所愛知県小牧市城山１丁目６番地１コンフォール城山４号棟501号
債務者　髙　　昇二
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　顕一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５８７号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番35―202号、前住所大阪府和泉市上代町776番地の１―714
債務者　辻本　　光
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　増夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
秋田県横手市雄物川町道地字家東144番地
債務者　近江　隆浩
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近江　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第３２０号
静岡県磐田市中泉1285番地２　メゾンコスモスＡ―201、前住所静岡県磐田市見付5807番地17
債務者　稲谷　百恵（旧氏名崔紅偉）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
愛知県長久手市杁ケ池803番地　コートハウス30・302号
債務者　上江洌ひとみ（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１０８号
愛知県清須市西堀江117番地
債務者　トリニティー・クルーこと　堀田　純市
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　和之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０９号
岐阜県各務原市鵜沼南町４丁目81番地２
債務者　鈴木　君枝
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２１０号
岐阜県各務原市鵜沼南町４丁目81番地２
債務者　鈴木　弘子（旧姓川合）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１０９３号
名古屋市中区大須４丁目４番89号　前津荘922号
債務者　山田　一雄
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３５号
群馬県伊勢崎市西小保方町526番地16　ＢＢハイツ201
債務者　遠藤　秀一
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永島　隆明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７６号
岐阜県大垣市墨俣町下宿215番地
債務者　坂野　幸信
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　友人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３７号
京都市下京区大宮通木津屋橋下ル上中之町10ドーリア七条大宮１棟２階２―Ｅ号室、住民票上の住所京都府綾部市寺町山椒18番地の１
債務者　四方　　厚
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３９号
北海道常呂郡訓子府町字開盛296番地12
債務者　市毛　徳顕
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
埼玉県草加市青柳８丁目36番34―303号
債務者　石山　政治
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
埼玉県三郷市番匠免１丁目132番地１ニューシティ堀切101号室、住民票上の住所茨城県稲敷市上馬渡473番地
債務者　桑原ゆかり
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４６２号
埼玉県深谷市人見604番地１
債務者　水野　　哲
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部